

平成25年度最新規制適合車等代替促進特別制度のごあんない 〔兵庫県地球環境保全資金〕

1 利用できる方

兵庫県内の工場・事業場で事業を営み、次のいずれかに該当する方

- (1) 小売業は、資本(出資)の額が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社及び個人
- (2) サービス業は、資本(出資)の額が5千万円以下又は従業員数が100人以下の会社及び個人
- (3) 卸売業は、資本(出資)の額が1億円以下又は従業員数が100人以下の会社及び個人
- (4) 鉱業、製造業、運輸業、建設業等は、資本(出資)の額が3億円以下又は従業員数が300人以下の会社及び個人
- (5) ゴム製品製造業は、資本(出資)の額が3億円以下又は従業員数が900人以下の会社及び個人(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く。)
- (6) ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本(出資)の額が3億円以下又は従業員数が300人以下の会社及び個人
- (7) 旅館業は、資本(出資)の額が5千万円以下又は従業員数が200人以下の会社及び個人
- (8) 常時使用の従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人
- (9) 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合などの中小企業団体

2 資金用途

- (1) 申請を経て融資決定後、次の(a)の現有自動車を解体廃車し、(b)の自動車を購入する資金(ただし、一部特種自動車で対象とならないものがあります。)

(a) 廃車車両の条件

次の①及び②に該当すること

- ① 自動車NOx・PM法の窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない
車両総重量8トン以上の貨物自動車（バスにあっては定員30人以上）
- ② 購入する自動車の車両総重量が廃車する自動車の車両総重量よりも同等以下。

*申請前に現有自動車を解体廃車している場合や申請後下取りに出される場合は、この資金の対象となりません。

融資を受けられ、車両を購入された後、現有自動車を解体廃車することが必要です。解体廃車を証明する書類として次のいずれかの書類を県に提出していただくことになります。

- ① 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第80条に基づく使用済自動車引取証明書（写）。この書類は自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車を引取業者に引き渡した際に交付されるものです。
- ② 解体廃車（道路運送車両法第15条第1項抹消）したことを証明する書類（写）。この証明書は、兵庫陸運局に申請の上、交付を受けてください。

（登録事項等証明書というもので、備考欄に「永久抹消済」と記載されます。）

* 抹消登録には、上記の外、輸出抹消や解体を前提としない16条抹消（抹消登録証明書の形で、備考欄に「抹消登録」と記載されるもの）がありますが、この資金の要件に該当しませんので、ご注意ください。

(b) 購入車両の条件

次のいずれかに該当する自動車

対象車種	車両総重量区分	燃料区分	排出ガス規制区分
貨物自動車	3.5t 超12.0t 以下	ガソリン・LPG車	平成13年規制適合車以降
		ディーゼル車	平成10年規制適合車以降
バス	12.0t 超	ガソリン・LPG車	平成13年規制適合車以降
		ディーゼル車	平成11年規制適合車以降

3 融資条件

* 限度額

下表に掲げる(一台ごとの限度額×申請台数)が限度額となります。

車両総重量区分	本体(シャシー)	架装
20トン超25トン以下	1,000万円	700万円
20トン以下	800万円	600万円

ただし、①各融資機関が別途審査する限度額の範囲内

②県信用保証協会の保証を受ける場合にあっては、同協会の審査基準の限度額の範囲内となります。

* 利率 年1.0% (平成25年4月1日融資実行分から)

* 貸付期間 10年以内

* 償還方法 2年以内据置可、元金均等月賦償還

* 保証 原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担になります。

* 県の審査とともに、借り入れをされる融資機関及び兵庫県信用保証協会(同協会の保証を受ける場合)の審査があります

4 提出書類

- (1) 兵庫県地球環境保全資金融資申込書の送付について（様式2号）
- (2) 兵庫県地球環境保全資金融資申込書（様式第8号）
- (3) 誓約書（様式第9号）
- (4) 信用保証協会委託申込書（「個人情報の取扱いについて」の同意書添付）・委託契約書・信用保証依頼書
※いずれも信用保証協会の指定様式です。
- (5) 購入自動車のカタログ・諸元表及び見積書
- (6) 事業場等の平面図（車庫等の配置図を含む）
- (7) 事業場等の付近見取り図
- (8) 解体廃車する車両の自動車検査証（写）
- (9) 事業の許認可証の写し
- (10) その他必要な書類

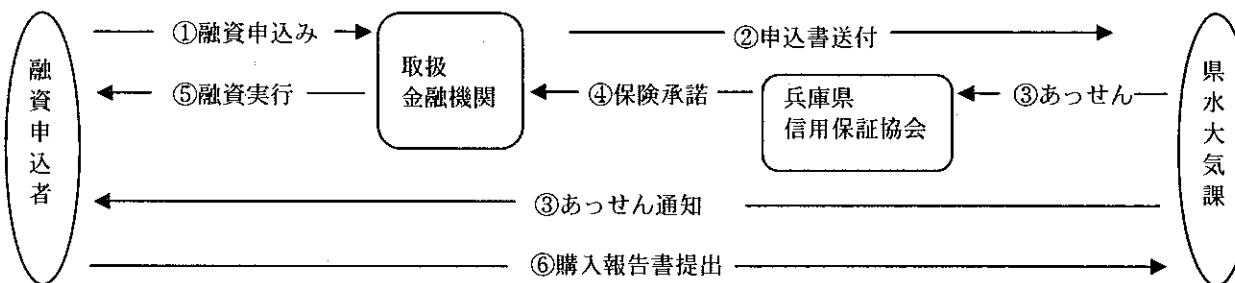
* 申込書等の様式については、兵庫県「兵庫の環境」ホームページ
[http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/]からダウンロードできます。

5 申込期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日（金融機関受付日）

6 申込先（取扱金融機関）

銀行	三井住友、三井東京UFJ、りそな、みずほ、但馬、池田泉州、京都、中国、四国、山口、阿波、山陰合同、南都、みなと、トマト、関西アーバン、大正、徳島、三井住友信託
信用金庫	神戸、姫路、播磨、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、十三、鳥取、日生、大阪
信用組合	兵庫県、大阪協栄、淡陽、兵庫ひまわり、近畿産業
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	兵庫信連、みのり、兵庫南、たじま、あわじ島、相生市

＜融資申し込みの流れ＞



※1 平成25年度から融資制度の見直しを行いました。
・融資利率1.6%から1.0%に引き下げました。
・利子補給制度については、平成25年度融資実行分から取扱いを終了させていただきました。

※2 融資申込の前に、購入車両の登録、廃車車両の解体廃車などを行うと、本制度は利用できません。

【問い合わせ先】 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課交通公害係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711(内線3371) FAX 078-362-3966

平成25年度最新規制適合車等購入資金融資制度のごあんない 〔兵庫県地球環境保全資金〕

自動車からの排出ガスによる大気汚染が、深刻な問題になっています。このため、兵庫県では、事業のために現に使用している自動車を、最新規制適合車に買い換える場合や、天然ガス自動車等の低公害車を購入する場合について、購入資金を低利に融資する制度を設けています。

1 利用できる方

兵庫県内の工場・事業場で、事業を営み、次のいずれかに該当する方

- (1) 小売業は、資本(出資)の額が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社及び個人
- (2) サービス業は、資本(出資)の額が5千万円以下又は従業員数が100人以下の会社及び個人
- (3) 卸売業は、資本(出資)の額が1億円以下又は従業員数が100人以下の会社及び個人
- (4) 鉱業、製造業、運輸業、建設業等は、資本(出資)の額が3億円以下又は従業員数が300人以下の会社及び個人
- (5) ゴム製品製造業は、資本(出資)の額が3億円以下又は従業員数が900人以下の会社及び個人(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く。)
- (6) ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本(出資)の額が3億円以下又は従業員数が300人以下の会社及び個人
- (7) 旅館業は、資本(出資)の額が5千万円以下又は従業員数が200人以下の会社及び個人
- (8) 常時使用の従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人
- (9) 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合などの中小企業団体

2 資金用途

- (1) 申請を経て融資決定後、次の(a)の現有自動車を解体廃車し、(b)の自動車を購入する資金

(a) 廃車車両の条件

次の①及び②に該当すること

- ① 自動車NOx・PM法の窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車
- ② 購入する自動車の車両総重量が廃車する自動車の車両総重量よりも同等以下。

※申請前に現有自動車が解体廃車済みの場合や現有自動車を下取りに出される場合は、この資金の対象となりません。

融資を受けられ、車両を購入した後、現有自動車を解体廃車することが必要です。解体廃車を証明する書類として次のいずれかの書類を県に提出していただくことになります。

① 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第80条に基づく使用済自動車引取証明書（写）。この書類は自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車を引取業者に引き渡した際に交付されるものです。

② 解体廃車（道路運送車両法第15条第1項抹消）したことを証明する書類（写）。この証明書は、兵庫陸運局に申請の上、交付を受けてください。

（登録事項等証明書というもので、備考欄に「永久抹消済」と記載されます。）

※ 抹消登録には上記の、輸出抹消や解体を前提としない16条抹消（抹消登録証明書の形で、備考欄に「抹消登録」と記載されるもの）がありますが、この資金の要件に該当しませんので、ご注意ください。

(b) 購入車両の条件

以下のいずれかに該当する自動車

対象車種	燃料区分	車両総重量区分	排出ガス規制区分
乗用車	ガソリン・LPG車	—	平成17年規制適合車以降
	ディーゼル車		
貨物車	ガソリン・LPG車	1.7t 以下	平成17年規制適合車以降
		1.7t 超2.5t 以下	
		2.5t 超	
バス	ディーゼル車	1.7t 以下	平成17年規制適合車以降
		1.7t 超2.5t 以下	
特種自動車	ディーゼル車	2.5t 超3.5t以下	平成17年規制適合車以降
		3.5t 超12.0t 以下	
		12.0t 超	平成10年規制適合車以降

- (2) 申請後、電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車を購入する資金
(代替条件なし。新規購入可)

3 融資条件

- * 限度額 1企業・組合 5,000万円
- * 利率 年1.0% (平成25年4月1日融資実行分から)
- * 貸付期間 10年以内
- * 償還方法 2年以内据置可、元金均等月賦償還
- * 保証 原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担になります。

4 提出書類

- (1) 兵庫県地球環境保全資金融資申込書の送付について（様式2号）
- (2) 兵庫県地球環境保全資金融資申込書（様式第8号）
- (3) 許約書（様式第9号）
- (4) 信用保証協会委託申込書（「個人情報の取扱いについて」の同意書添付）・委託契約書・
信用保証依頼書 ※いずれも信用保証協会の指定様式です。
- (5) 購入自動車のカタログ・諸元表及び見積書
- (6) 事業場等の平面図（車庫等の配置図も含む）
- (7) 事業場等の付近見取り図
- (8) 解体廃車する車両の自動車検査証（写）
- (9) 事業の許認可証の写し
- (10) その他必要な書類

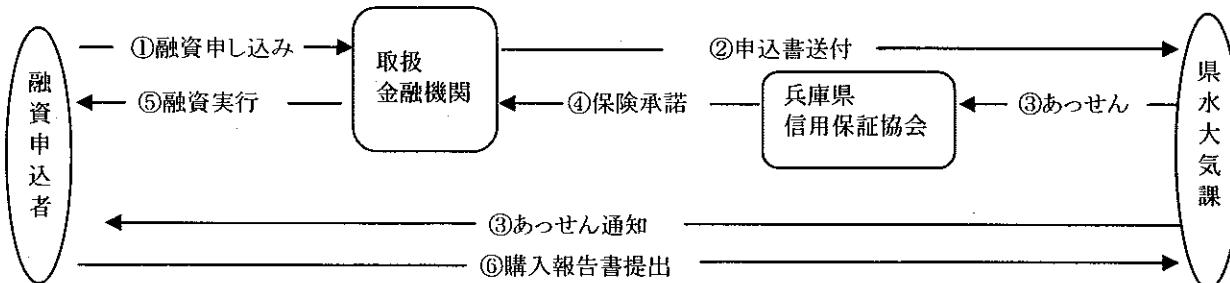
※ 申込書等の様式については、兵庫県「兵庫の環境」ホームページ
[<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>] からダウンロードできます。

5 申込期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日（金融機関受付日）

6 申込先（取扱金融機関）

銀行	三井住友、三菱東京UFJ、りそな、みずほ、但馬、池田泉州、京都、中国、四国、山口、阿波、山陰合同、南都、みなど、トマト、関西アーバン、大正、徳島、三井住友信託
信用金庫	神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、十三、鳥取、日生、大阪
信用組合	兵庫県、大阪協栄、淡陽、兵庫ひまわり、近畿産業
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	兵庫信連、みのり、兵庫南、たじま、あわじ島、相生市

＜融資申し込みの流れ＞



※1 平成25年度から融資制度の見直しを行いました。

- ・融資利率1.6%から1.0%に引き下げました。
- ・利子補給制度については、平成25年度融資実行分から取扱いを終了させていただきました。

※2 融資申込の前に、購入車両の登録、廃車車両の解体廃車などを行うと、本制度は利用できません。

【問い合わせ先】 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課交通公害係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711 (内線3371) FAX 078-362-3966